

# 業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度実写映像制作・ビジネスワークショップ企画及び運営業務

## 2 事業背景及び業務目的

札幌市では、令和3年度に「第2期札幌市映像活用推進プラン<sup>1</sup>」（以下「プラン」という）を策定し、映像の力を活用して「市民が誇りを持って暮らす魅力あふれる都市」さっぽろの実現を目指している。プランでは、「創造力の強化（作り手に関する施策）」を基本方針の一つに掲げ、実写映像等人材育成事業を通じて、映像の力を活用した「経済活性化」及び「地域活性化」を推進している。また、将来的な人口減少による人材不足を見据え、学生が映像に親しみ、学ぶ機会を創出することとしている。

実写映像等人材育成事業においては、人材が段階的に関与を深めながら経験を蓄積できるよう、映像制作分野への接点創出、実践的な制作機会、ビジネス理解の促進を、それぞれ連続する「場」として組み合わせて人材育成を進める。

本業務は、市内映像事業者を対象に、映像製作に関する知識・技術や受注体制の向上、及び、映像に係る新たな事業を展開する手助けとなる映像ビジネスに関するワークショップを開催する。これにより、「学ぶ場」、「作る場」、「競う場」を創出し、市内映像事業者の活躍機会の増加及び付加価値向上を目指す。

また、札幌及び近郊在住の専門学校生・大学生を対象に、実践的な映像制作ワークショップを実施することで、映像制作に必要な技術や知識の向上及び市内映像関連企業への就職意欲の向上につなげることを目的とする。

<sup>1</sup> 札幌市映像活用推進プランはHP 参照 (<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoukatsuyou2.html>)

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

## 4 業務内容

本業務における運営事業者に求める業務は次の通りである。

また、事業実施にあたっては、効率的かつ効果的に進めるため、事業計画書を策定すること。なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

### (1) 若手から中堅制作者向け映像ビジネスワークショップの実施

映像制作会社、広告・WEB制作会社等に所属している若手から中堅制作者、フリーランス映像制作者、自主制作経験を有しており事業化や商業展開に必要な知識習得を目指す者、及び将来的にプロデューサー、企画開発、制作統括等への関与を目指す

す者を主な対象として、映像ビジネスワークショップを企画・運営すること。

本ワークショップでは、参加者が映像作品を「制作する」だけでなく「事業として成立させる」視点を学び、ビジネスとしての映像製作を実践できるプロデューサー人材を育成することを目的とし、資金調達、出資・協賛向け企画立案、配給・配信・宣伝等の出口戦略まで、映像ビジネスに必要な全体構造を実践的に学ぶ内容とすること。なお、カリキュラム設計においては、模擬的な企画書や事業計画書を作成し、それをプレゼンテーションする内容を盛り込むなど、聴講型のセミナーのみではなく、実際の映像ビジネスの流れを体験できるワークショップとすること。

## ア 企画・運営

ワークショップのテーマ設定、内容構成、講師及び必要に応じた支援スタッフの選定、関係者との調整、事前準備、当日の進行運営等を行うこと。

## イ 講師等の手配

講師等との連絡調整、謝金及び旅費等の支払いを行うこと。なお、想定する講師像は以下のとおりとし、上記目的を達成するに十分な講師を選定すること。

(ア) 映画、ドラマ、配信コンテンツ等におけるプロデューサー

(イ) 制作会社経営者または企画開発責任者

(ウ) 映像事業における資金調達、配給、営業等の実務経験を有する者

(エ) 地域発コンテンツや自主企画を事業として成立させた経験を有する者

## ウ 参加者募集及び告知

募集要項の作成、各種広報ツール（申込フォーム、チラシ、ポスター・HP 及び SNS 画像等）の制作及び周知を行い、対象者に対する参加促進を図ること。各種宣伝物には一般財団法人さっぽろ産業振興財団のロゴを入れ込むこと。

市内映像事業者の内、概ね 40 歳以下の若手から中堅の事業者を対象に無料で実施すること。参加者は 10 名程度を想定するが、より効果的な業務実施のために変更が必要な場合は企画提案書において説明すること。参加者については、上記プロデューサー人材育成の目的を達成するために必要な申込要件（業務実績、参加意欲、目指す将来像等）を設定し、一定の募集期間を設けたうえで、必要に応じて選考を行うこと。

応募者及び参加者の情報一覧を委託者に共有すること。

## エ 会場運営等

会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収など、ワークショップ実施に必要な運営業務一式を行うこと。

メイン会場は委託者が管理する札幌市産業振興センター内の Sapporo Business HUB を想定する。なお、ワークショップ内容に応じて別会場を使用する場合は、受託者において手配すること。

ワークショップ実施に必要なパソコン、ソフトウェアその他必要機材は、受託者において手配すること。なお、一部については参加者持参も可とする。

ワークショップの実施に伴い発生した事故、トラブル、参加者との紛争等について

ては、受託者の責任において対応するものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。また、受託者は、ワークショップの内容や実施形態等を踏まえ、必要に応じてイベント保険等への加入を検討すること。

#### オ 実施日数等

実施日数は3日間程度を想定する。各日の実施時間、実施方法及び開催間隔については、参加者の利便性を考慮したうえで提案すること。

3日間のプログラムの構成は以下のとおりを想定：

- (ア) 1日目：映像ビジネスに関する基礎知識の習得
- (イ) 2日目：企画構築及びブラッシュアップ実践
- (ウ) 3日目：模擬ピッチ及びレビュー

#### カ 付随業務

各種問い合わせに対応（Eメールでの窓口対応を想定）すること。

ワークショップ当日の記録写真を撮影するとともに、事業PRを目的として記事・紹介文等を作成し、クリエイティブ産業振興課のホームページ及びSNS等で発信すること。

参加者アンケートを実施し、満足度や成果、今後のニーズ等を把握すること。

実施内容、参加状況、アンケート結果、写真記録等を含む報告書を作成し、提出すること。

### (2) 学生向け映像制作ワークショップの実施

学生の映像制作に対する意欲向上及びスキルアップを目的とし、参加者がチームを編成し、企画立案から撮影、編集までの制作プロセスを実践的に体験するワークショップを企画・運営すること。制作手法はスマートフォンによる縦型動画制作等も含め、作品制作を通じて制作の流れや役割分担を理解し、限られた時間の中でも映像制作の全体像を学ぶことができるワークショップを実施すること。

#### ア 企画・運営

ワークショップのテーマ設定、内容構成、講師及び必要に応じた支援スタッフの選定、関係者との調整、事前準備、当日の進行運営等を行うこと。

#### イ 講師等の手配

講師等との連絡調整、謝金及び旅費等の支払いを行うこと。なお、講師は、SNS動画、縦動画等のデジタルコンテンツ制作者及びサポートスタッフ（撮影補助、編集補助各2名程度）を想定し、学生が参加への興味関心を持ち、上記目的を達成するに十分な講師を選定すること。

#### ウ 参加者募集及び告知

募集要項の作成、各種広報ツール（申込フォーム、チラシ、ポスター・HP及びSNS画像等）の制作及び周知を行い、対象者に対する参加促進を図ること。各種宣伝物には一般財団法人さっぽろ産業振興財団のロゴを入れ込むこと。

市内及び近隣地域在住・在学の専門学生、大学生、映像制作や動画配信、SNSコンテンツ制作に関心を持つ若年層、将来的に映像、広告、デジタルコンテンツ分野

への進路を検討する者を対象に無料で実施すること。

参加人数は 25 名程度、グループ参加を基本として 5 組（1 組 3～5 名程度）を想定するが、より効果的な業務実施のために変更が必要な場合は企画提案書において説明すること。参加者については、上記の目的を達成するために必要な申込要件（映像制作経験、参加意欲、目指す将来像等）を設定し、一定の募集期間を設けたうえで、必要に応じて選考を行うこと。

応募者及び参加者の情報一覧を委託者に共有すること。

## エ 会場運営等

会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収など、ワークショップ実施に必要な運営業務一式を行うこと。

メイン会場は委託者が管理する札幌市産業振興センター内の Sapporo Business HUB を想定する。なお、ワークショップ内容に応じて別会場及び撮影地を使用する場合は、受託者において手配すること。

ワークショップ実施に必要な撮影機材、編集用のパソコン、ソフトウェア、その他必要機材は、受託者において手配すること。なお、一部については参加者持参も可とする。

ワークショップの実施に伴い発生した事故、トラブル、参加者との紛争などについては、受託者の責任において対応するものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。また、受託者は、ワークショップの内容や実施形態等を踏まえ、必要に応じてイベント保険等への加入を検討すること。

## オ 実施日数等

実施日数は 2 日間程度、土日開催を想定する。各日の実施時間、実施方法及び開催間隔については、参加者の利便性を考慮し、学生が参加したくなる工夫や実施後の再現性を検討したうえで提案すること。

2 日間のプログラムの構成は以下のとおりを想定：

(ア) 1 日目：映像制作の基礎理解と企画立案

(イ) 2 日目：撮影・簡易編集・上映までを行い、限られた時間の中でも作品制作の全体像を実践的に学ぶ

## カ 付随業務

各種問い合わせに対応（E メールでの窓口対応を想定）すること。

ワークショップ当日の記録写真を撮影するとともに、事業 P R を目的として記事・紹介文等を作成し、クリエイティブ産業振興課のホームページ及び SNS 等で発信すること。

参加者アンケートを実施し、満足度や成果、今後のニーズ等を把握すること。

実施内容、参加状況、アンケート結果、写真記録等を含む報告書を作成し、提出すること。

## (3) 資料作成及び報告書の提出

上記(1)から(2)の各業務の実施内容、結果、実施結果を踏まえた考察等について資

料にまとめ、報告書として提出すること。なお、報告書作成にあたっては、担当者と事前に内容等の確認調整をすること。また、提出にあたっては、委託者の定める様式で業務完了届を併せて提出すること。

報告書はPDFデータで提出することとし、その元となるワード、パワーポイント等のデータも提出すること。

## 5 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な一切の経費を含み、原則としてすべての業務完了後に一括して支払う。

## 6 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

## 7 その他特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打ち合わせの上、作業すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせを行うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど、わかりやすいものとする。
- (3) 受託者は常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。

### (4) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

### (5) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (6) 個人情報の留意事項

個人情報扱う際は、個人情報の保護に関する法律を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。

### (7) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じ

た場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(8) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(9) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(10) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権、その他特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター内  
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：李、福田  
電話：011-817-5711 E-mail: info@screensapporo.jp